

テロ法制と人権制限の現状と国民意識

What do the Japanese citizens think of anti-terrorism legislation in Japan and the United Kingdom from the perspective of human rights?

佐藤 潤一 (SATO Jun'ichi)

従来のテロ対策法制は専ら警察法の領域とされてきた。イギリスは、アイルランドとの関係で、時限立法を中心としたテロ対策法制の長い歴史を持っていたが、2001年のいわゆる9.11テロ前後から恒久的なテロ対策法制を整備しつつある。ブレアの後継首相であるブラウンは、2007年6月27日の就任後すぐに前政権と基本的には同一路線に立つテロ対策法案を提出した。ただし、ブラウン自身はテロ対策としての警察規制に重点を置くことを表明していた。なおブラウンは、成文憲法典制定を一つの目標にしていることを宣言し、就任直後に緑書を出している(従来成文憲法制定を主張してきたグループや学者などからの評価は高くはない)。ブラウン政権になってから成立したテロ対策法は、2009年2月16日に施行された2008年反テロ法である。法律の審議過程では、ブレア政権の時代に、最初にテロリスト容疑者の拘禁期間を90日間とする提案をして、結局28日間の拘禁を認める現行法を通じたことがあるが、2008年法の審議過程でも、42日間の拘束を認めようとする提案も当初入っていた(この提案は廃案となった)。この法律では、軍人、諜報機関職員、警官の写真撮影をした者について、撮影に合理的な理由がなければ拘束される可能性があることを規定している。2009年2月にはこの2008年法の規定(76条)を適用したとみられる事件も報道されている(結婚式の写真を撮っていたカメラマンが咎められたりしており、ロンドンテロ事件以降テロ対策目的の権利制限に理解を示していた国民意識は変容しつつあるようである)。なおロンドンの警官自身が反テロ法に対する反対意見すら表明していた。2008年10月8日、ブラウン首相は、アイスランドの銀行がイギリス国内に持つ資産を、反テロ法(2001年法)を適用して凍結すると宣言した。問題は、サブプライムに発する金融危機が原因であってテロは全く関係なかったことである。この一件は日本の法制度を考える上でも示唆的である。さらに、テロ対策法制を考える上では、ECHR・人権法との関係を考慮する必要がある。2000年法以後のイギリスのテロ対策法制は、Derogationと関連付けた立法が一つの中心となっている。司法はテロ対策法制には一応批判的である。なおイギリスはこのEU人権憲章を批准する際に宣言的なものであることを確認しており、EU憲法条約に署名した際にも同じことを指摘している。このような事実は、イギリスがパスポート・国籍・移民・庇護民とテロ防止法の関係について、プライバシー保護を制限する方針を一貫してとっていることを別の側面から立証する。対照的に、日本におけるこの問題を考えるに際しては、憲法解釈上自由権規約第4条の位置づけを考慮すべきである。現実には政府答弁は同条に関する規約人権委員会一般的意見29をまったく考慮していない。日本への示唆としては、安全のためだという政府の主張は、実際には安心にはつながらない可能性のほうが高いのだという、ある意味当たり前ともいえる結論である。